

3-2 社会的状況

1) 人 口

安佐南区、安佐北区及び広島市における区別面積及び世帯数、人口は表 3-2-1 に示すとおりである。事業計画地が位置する安佐北区は、面積は広島市全体に対して約 39.0%を占め、人口は約 13.3%を占める。

表 3-2-1 面積・人口・世帯数（平成 20 年度）

行政区	面積(km ²)		世帯数(戸)	人口 (人)			
	割合 (%)	総数		男	女		
						割合 (%)	
全市	905.25	—	519,133	1,170,111	—	567,254	602,857
安佐南区	117.21	12.9	92,832	226,776	19.4	111,784	114,992
安佐北区	353.35	39.0	62,774	155,273	13.3	74,793	80,480

注 1. 面積は平成 20 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 20 年 12 月 31 日現在

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

2) 産 業

(1) 産業別従事者数

安佐南区、安佐北区及び広島市の産業別事業所数及び従事者数は、表 3-2-2 に示すとおりである。これによると、安佐南区及び安佐北区ともに、事業所数、従業員数ともに卸売・小売業が全体の 19～29%程度を占め、最も多くなっている。また、広島市全体の場合もほぼ同様の傾向となっている。

表 3-2-2 産業別事業所数・従事者数

産業大分類	安佐南区				安佐北区				全市			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
全産業	6,716	—	62,918	—	4,543	—	46,600	—	55,195	—	575,795	—
農林漁業	8	0.1%	107	0.2%	14	0.3%	122	0.3%	78	0.1%	714	0.1%
鉱業	—	—	—	—	4	0.1%	47	0.1%	6	0.0%	75	0.0%
建設業	819	12.2%	5,570	8.9%	560	12.3%	3,619	7.8%	4,641	8.4%	42,507	7.4%
製造業	389	5.8%	5,979	9.5%	536	11.8%	11,531	24.7%	2,762	5.0%	59,005	10.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1%	230	0.4%	6	0.1%	189	0.4%	66	0.1%	4,639	0.8%
情報通信業	52	0.8%	523	0.8%	22	0.5%	116	0.2%	827	1.5%	17,567	3.1%
運輸業	231	3.4%	3,267	5.2%	132	2.9%	2,720	5.8%	1,266	2.3%	28,850	5.0%
卸売・小売業	1,817	27.1%	17,809	28.3%	1,158	25.5%	8,965	19.2%	15,852	28.7%	141,127	24.5%
金融・保険業	79	1.2%	799	1.3%	40	0.9%	441	0.9%	915	1.7%	17,492	3.0%
不動産業	552	8.2%	1,306	2.1%	101	2.2%	294	0.6%	3,344	6.1%	12,494	2.2%
飲食店、宿泊業	694	10.3%	4,677	7.4%	468	10.3%	2,559	5.5%	8,385	15.2%	47,758	8.3%
医療、福祉	484	7.2%	6,727	10.7%	353	7.8%	6,004	12.9%	3,484	6.3%	55,610	9.7%
教育、学習支援業	308	4.6%	5,623	8.9%	232	5.1%	3,255	7.0%	2,080	3.8%	29,041	5.0%
複合サービス事業	36	0.5%	1,057	1.7%	43	0.9%	690	1.5%	355	0.6%	5,516	1.0%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,228	18.3%	8,426	13.4%	854	18.8%	5,011	10.8%	10,939	19.8%	95,002	16.5%
公務 (他に分類されないもの)	14	0.2%	818	1.3%	20	0.4%	1,037	2.2%	195	0.4%	18,398	3.2%

注 1. 平成 18 年 10 月 1 日現在。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(2) 農 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 17 年における販売農家の農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。これによると、農家数では、安佐南区及び安佐北区ともに、第 2 種兼業農家の戸数の割合が 57～63%前後を占め、最も多くなっている。また、経営耕地面積については、安佐北区が田の割合が 80%超と最も高い。なお、広島市全体でも田の割合が約 80%で高くなっている。

表 3-2-3 農家数・農業人口・経営耕地面積（平成 17 年）

区分	専業・兼業別農家数（戸）				農家世帯員数	経営耕地面積（アール）			
	総数	専業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家		総数	田	畑	樹園他
全市	2,451	748 (30.5%)	163 (6.7%)	1,540 (62.8%)	23,846	117,105	92,483 (79.0%)	20,063 (17.1%)	4,559 (3.9%)
安佐南区	694	237 (34.1%)	61 (8.8%)	396 (57.1%)	5,233	27,252	19,432 (71.3%)	6,978 (25.6%)	842 (3.1%)
安佐北区	934	294 (31.5%)	50 (5.4%)	590 (63.2%)	9,718	49,397	41,747 (84.5%)	6,308 (12.8%)	1,342 (2.7%)

注 1. 第 1 種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは、自家農業を従とする兼業農家をいう。

注 2. () は農家数及び経営耕地面積について、各項目の占める割合を表す。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(3) 工 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 20 年における事業所数等は、表 3-2-4 に示すとおりである。これによると、製造品出荷額は安佐南区が事業所一所当たりで 105,251 万円、従業員一人当たりで 4,203 万円と最も高くなっている。なお、広島市については、事業所一所当たりで 172,270 万円、従業員一人当たりで 4,670 万円となっている。

表 3-2-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等 (万円)
	総数（所）	一所当たりの出荷額 (万円)	総数（人）	一人当たりの出荷額 (万円)	
全市	1,471	172,270	54,265	4,670	253,409,532
安佐南区	183	105,251	4,583	4,203	19,260,892
安佐北区	315	78,655	10,593	2,339	24,776,271

注 1. 平成 20 年 12 月 31 日現在。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(4) 商 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 19 年における事務所数等は、表 3-2-5 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区では、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに卸売業よりも小売業の方が多くなっている。

表 3-2-5 事業所数・従業者数・年間販売額

区分		事業所数（店）		従業者数 （人）	年間商品販売額	
			割合（％）			割合（％）
卸 売 業	全市	4,746	—	50,815	634,351,170	—
	安佐南区	385	8.1	3,739	22,826,726	3.6
	安佐北区	186	3.9	1,383	7,701,127	1.2
小 売 業	全市	9,126	—	70,170	135,316,853	—
	安佐南区	1,210	13.3	12,080	23,087,108	17.1
	安佐北区	851	9.3	6,662	10,699,586	7.9

注 1. 平成 19 年 6 月 1 日現在

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

3) 土地利用

(1) 地目別土地利用

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 21 年における地目別土地利用面積は、表 3-2-6 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区は山林の面積がそれぞれ 53.9%、73.7%と最も多くなっている。広島市についても山林の面積が 64.8%を占め、最も多くなっている。

表 3-2-6 地目別土地利用面積

地目	全市 (ha)		安佐南区 (ha)		安佐北区 (ha)	
		割合（％）		割合（％）		割合（％）
総数	424,279	—	58,354	—	172,502	—
宅地	82,408	19.4	15,691	26.9	15,704	9.1
田	30,221	7.1	4,142	7.1	16,153	9.4
畑	14,236	3.4	2,240	3.8	5,719	3.3
山林	274,946	64.8	31,458	53.9	127,070	73.7
原野	4,363	1.0	290	0.5	2,412	1.4
池沼	41	0.01	11	0.02	19	0.01
塩田，牧場，鉱泉地	0	0.0	—	—	—	—
雑種地	15,840	3.7	4,400	7.5	4,989	2.9
軌道用地	2,224	0.5	121	0.2	437	0.3

注 1. 平成 21 年 1 月 1 日現在

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(2) 土地利用計画

① 都市計画

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 20 年度における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市の用途地域では第一種住居地域がそれぞれ 32.3%、37.0%、29.1%と最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図 3-2-1 に示す。事業計画地は「第 1 種住居地域」に位置し、一部で「近隣商業地域」、「商業地域」及び「工業地域」に面している。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域（平成 20 年度）

項目		全市	安佐南区	安佐北区
都市計画区域	総面積	42,998	7,471	9,615
	市街化区域	15,952	3,519	2,354
	市街化調整区域	23,977	3,952	7,261
用途地域	総面積	15,952	3,519	2,354
	第一種低層住居専用地域	3,516 (22.0%)	1,026 (29.2%)	772 (32.8%)
	第二種低層住居専用地域	27 (0.2%)	9 (0.3%)	6 (0.3%)
	第一種中高層住居専用地域	795 (5.0%)	211 (6.0%)	165 (7.0%)
	第二種中高層住居専用地域	1,376 (8.6%)	257 (7.3%)	92 (3.9%)
	第一種住居地域	4,647 (29.1%)	1,136 (32.3%)	871 (37.0%)
	第二種住居地域	1,071 (6.7%)	280 (8.0%)	68 (2.9%)
	準住居地域	68 (0.4%)	14 (0.4%)	22 (0.9%)
	近隣商業地域	1,223 (7.7%)	297 (8.4%)	89 (3.8%)
	商業地域	700 (4.4%)	21 (0.6%)	8 (0.3%)
	準工業地域	1,480 (9.3%)	108 (3.1%)	152 (6.5%)
	工業地域	749 (4.7%)	156 (4.4%)	108 (4.6%)
	工業専用地域	300 (1.9%)	—	—

注 1. () は用途地域において、各項目の占める割合を表す。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

4) 水域利用

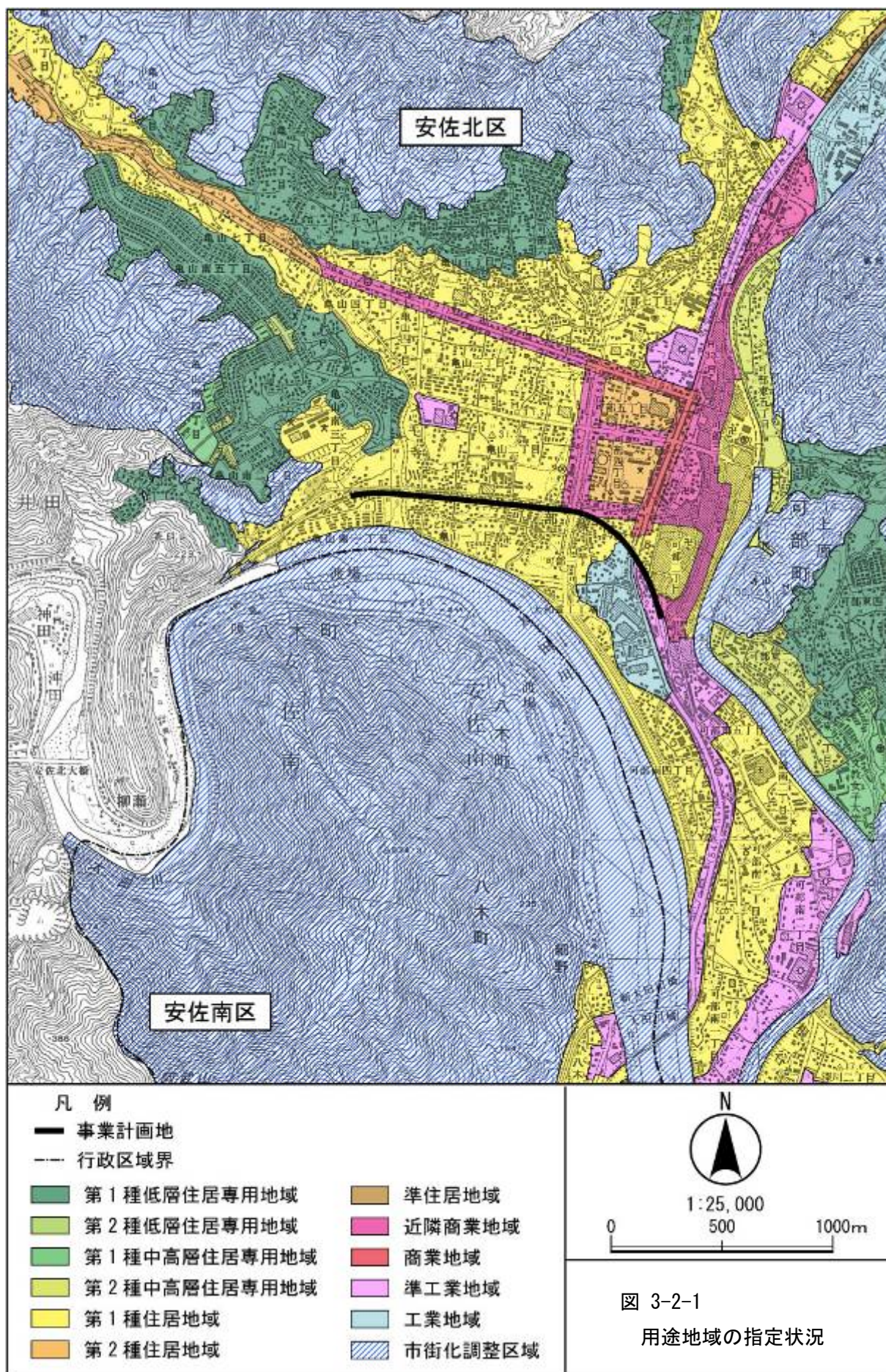
事業計画地周辺には、一級河川の太田川が流れている。事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3-2-8 及び図 3-2-2 に示すとおりである。

事業計画地周辺では、第 5 種共同漁業権（内水共第 30 号）が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、もくずがに等の漁業が行われている。

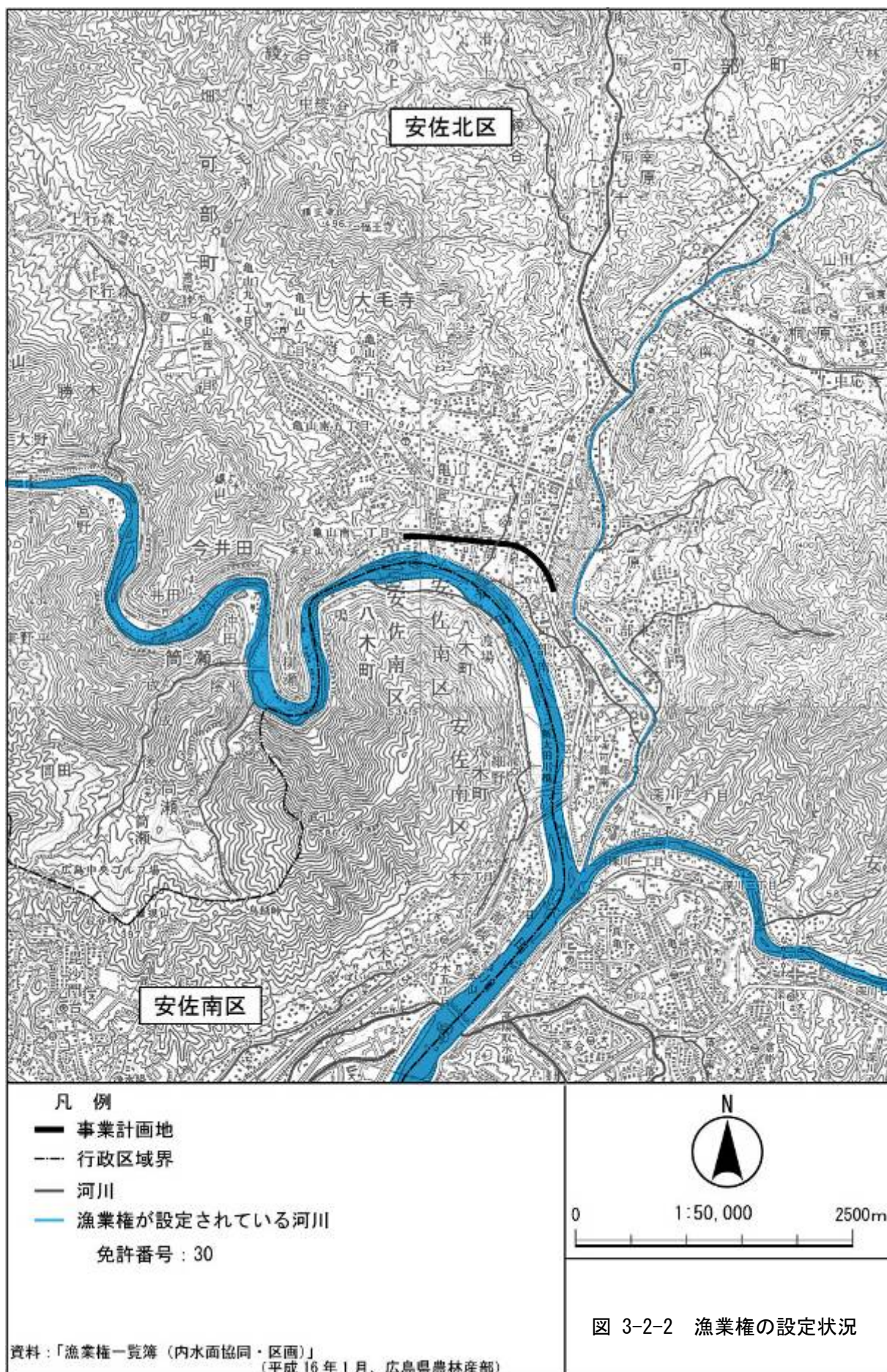
表 3-2-8 漁業権の設定状況

免許番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の存続期間
		種類	名称		
内水共第 30 号	太田川、吉山川、高山川、西宗川、小川内川、鈴張川、根谷川、三篠川（広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町、豊平町、筒賀村）	第 5 種共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	太田川漁業協同組合	平成 16 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日

資料：「漁業権一覧簿（内水面協同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平22業複、第556号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平22業複、第556号）」

5) 交 通

(1) 道 路

事業計画地周辺の道路の概況は表 3-2-9 に、「平成 17 年度道路交通センサス」による交通量調査結果は表 3-2-10 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の道路概要図は図 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、国道は全延長にわたって舗装されており、県道、市道においてもほぼ 100%の割合で舗装整備されている。また、事業計画地周辺では、一般国道 54 号線の交通量が最も多く、自動車類合計として 37,516 台/日となっている。

表 3-2-9 道路の概況

区分	線路数	延長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
総数	14,937	4,288,960	30,032,873	4,025,527	29,364,495	263,433	668,378	93.8
国道	10	161,725	2,478,592	161,725	2,478,592	—	—	100.0
県道	52	413,380	4,331,674	409,556	4,318,387	3,824	13,287	99.0
市道	14,875	3,713,855	23,222,607	3,454,246	22,567,516	259,609	655,091	93.0
(安佐南区)	3,157	733,601	4,139,755	683,526	4,030,244	50,075	109,511	93.1
(安佐北区)	2,660	827,931	4,323,130	725,832	4,062,421	102,099	260,709	87.6

注 1. 平成 21 年 4 月 1 日現在

注 2. () は市道の内数

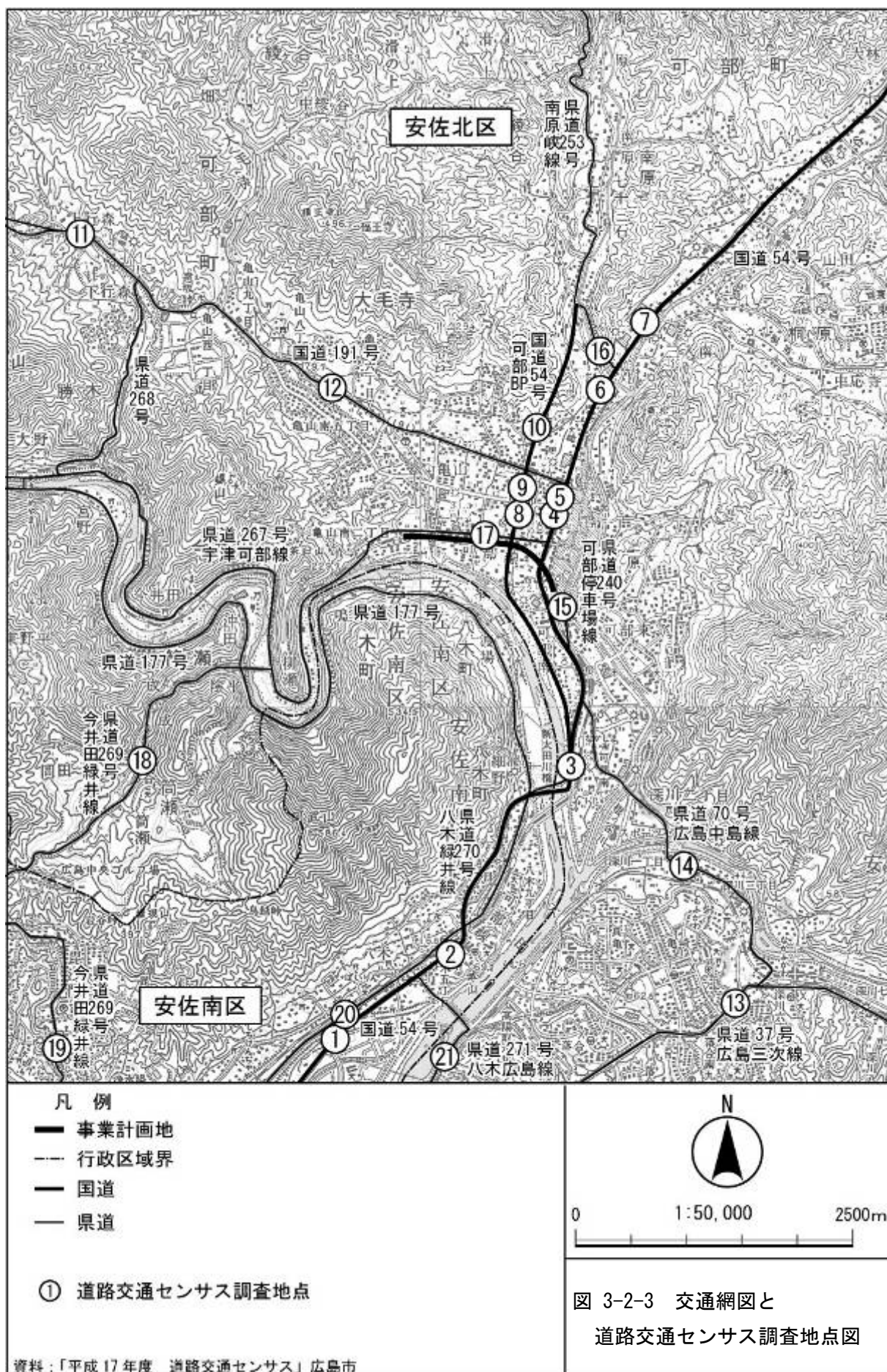
資料：「広島市統計書 平成 21 年版」(平成 22 年 4 月、広島市)

表 3-2-10 交通量調査 (平成 17 年度)

単位：台/12 時間 (平日)

番号	路線名	観測箇所	自転車 車類	動力付 二輪車	自動車類				自動車 類合計
					乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	
1	一般国道 54 号 (佐東拡幅)	安佐南区緑井 6 丁目	367	1,556	26,257	286	6,844	4,129	37,516
2	一般国道 54 号	安佐南区八木 4 丁目	156	1,193	23,203	268	5,820	4,183	33,474
3		安佐北区可部南 1 丁目	387	1,653	26,367	618	5,073	3,597	35,655
4		安佐北区可部 4 丁目	801	960	10,836	603	2,771	2,569	16,779
5		安佐北区可部 5 丁目	705	871	9,798	585	2,669	2,502	15,554
6		安佐北区三入 1 丁目	281	724	9,723	365	2,224	2,672	14,984
7		安佐北区三入 1 丁目	162	739	12,312	337	3,072	2,673	18,394
8	一般国道 54 号 (可部 BP)	安佐北区可部 4 丁目	773	752	13,518	79	3,364	1,875	18,836
9		安佐北区可部 5 丁目	596	661	9,791	62	2,247	1,266	13,366
10		安佐北区可部 7 丁目	140	371	6,036	11	1,626	540	8,213
11	一般国道 191 号	安佐北区可部町勝木	32	302	10,873	220	3,050	1,510	15,653
12		安佐北区亀山 7 丁目	213	453	7,644	164	2,184	1,437	11,429
13	広島三次線	安佐北区深川 6 丁目	243	1,238	13,578	387	3,661	1,497	19,123
14	広島中島線	安佐北区深川 1 丁目	241	466	4,695	82	1,630	579	6,986
15	可部停車場線	安佐北区可部南 5 丁目	278	578	4,928	59	1,305	153	6,445
16	南原峡線	安佐北区可部 9 丁目	96	142	3,221	47	904	419	4,591
17	宇津可部線	安佐北区亀山 2 丁目	492	597	5,157	28	1,045	191	6,421
18	今井田緑井線	安佐北区安佐町筒瀬	0	221	1,973	7	713	458	3,151
19		安佐南区毘沙門台 2 丁目	67	616	6,321	172	1,115	198	7,806
20	八木緑井線	安佐南区八木 2 丁目	123	988	7,253	468	1,679	335	9,735
21	八木広島線	安佐北区口田町	191	810	5,826	87	1,754	422	8,089

資料：「平成 17 年版 道路交通センサス (交通量)」広島市



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平22業複、第556号）」

(2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は可部線で構成されている。可部線の可部駅、中島駅の1日平均乗車人員は表 3-2-11 に示すとおりである。

表 3-2-11 可部線乗車人員（1日平均）

単位：人/日

年度	可部駅	中島駅
平成 19 年度	3,509	497
平成 20 年度	3,582	500

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(3) バス

事業計画地周辺のバス交通網は、図 3-2-4 に示すとおりである。

国道及び県道を中心に事業計画地周辺にはバス網が整備されている。

6) 環境の保全等に配慮が必要な施設

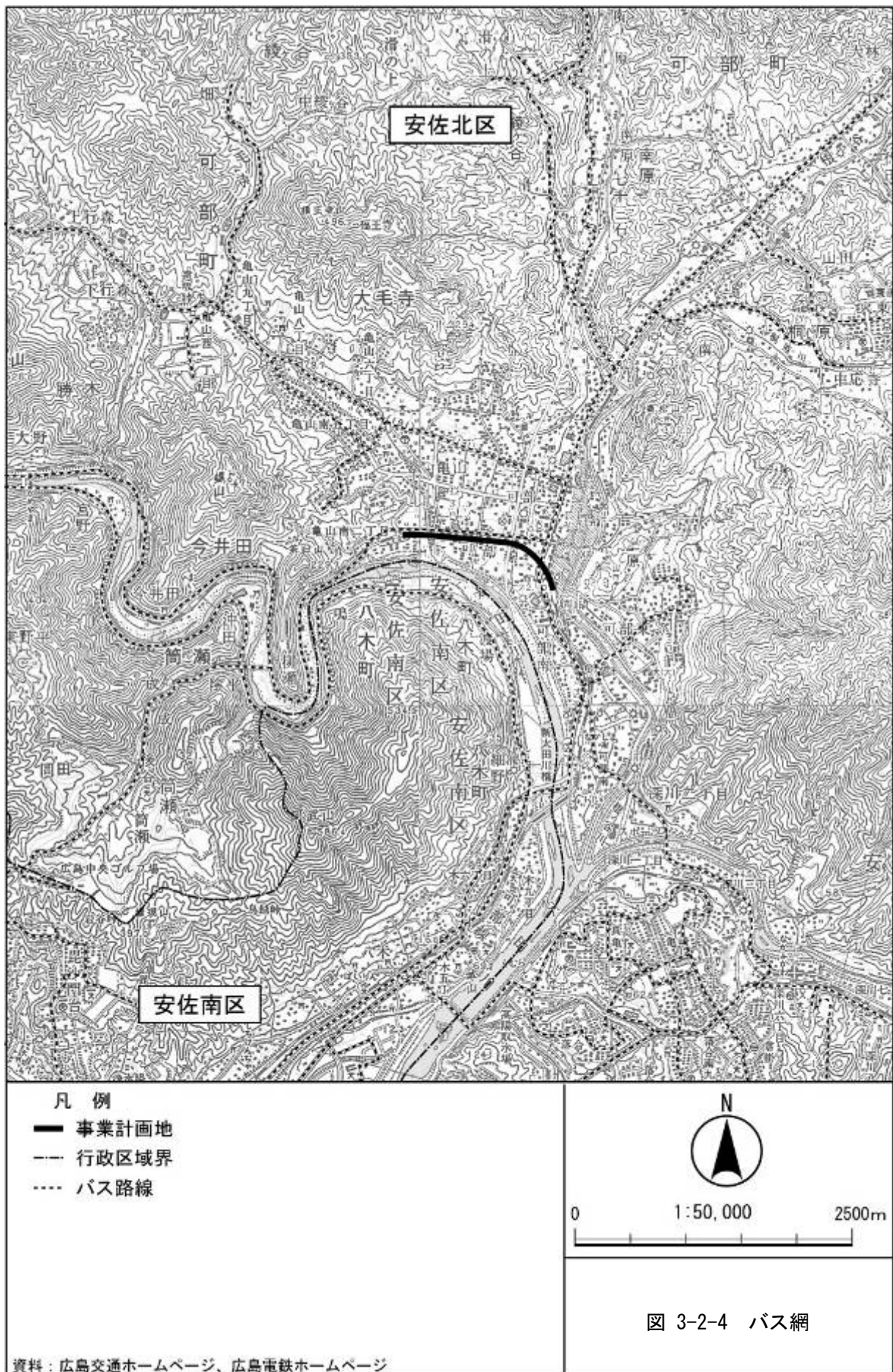
事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況は、表 3-2-12 及び図 3-2-5 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺には幼稚園・保育園・児童館が 17 施設、小学校が 4 施設、中学校が 2 施設、高等学校が 2 施設、公民館が 2 施設、病院が 2 施設、老人ホーム・老人集会施設等が 8 施設存在する。事業計画地の最寄施設としては、南側に保育園及びケアホームがあるほか、北側に幼稚園が存在する。

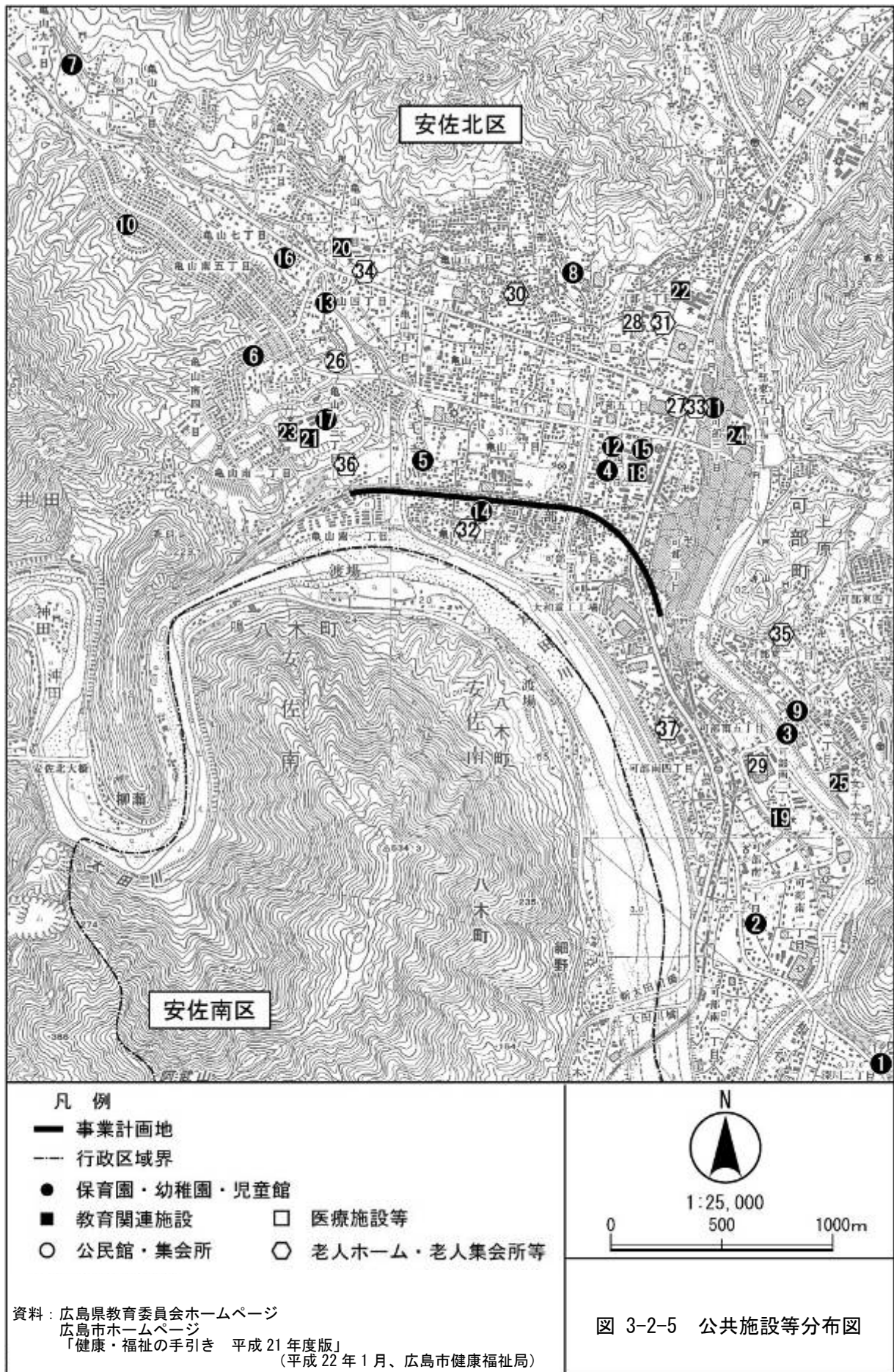
表 3-2-12 公共施設等の特に配慮が必要な施設等の設置状況

No.	名 称	No.	名 称
1	善徳寺幼稚園	20	亀山小学校
2	可部ふたば幼稚園	21	亀山南小学校
3	広島文教女子大学付属幼稚園	22	可部中学校
4	可部幼稚園	23	亀山中学校
5	河戸幼稚園	24	可部高校
6	虹山幼稚園	25	広島女子大学付属高校
7	かつぎ幼稚園	26	亀山公民館
8	城保育園	27	可部公民館
9	可部東保育園	28	医療法人社団恵愛会安佐病院
10	亀山南保育園	29	医療法人社団仁和会児玉病院
11	可部保育園	30	緑ヶ丘静養園
12	どれみふぁ保育園	31	かんべ村
13	みどり保育園	32	ケアホーム ディア・レスト可部
14	可部ひかり保育園	33	可部老人集会所
15	可部児童館	34	亀山老人集会施設
16	亀山児童館	35	可部南老人集会施設
17	亀山南児童館	36	亀山南老人集会施設
18	可部小学校	37	中屋老人集会施設
19	可部南小学校		

資料：広島県教育委員会ホームページ、広島市ホームページ

「健康・福祉の手引き 平成 21 年度版」（平成 22 年 1 月、広島市健康福祉局）





「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。
 (承認番号 平22業複、第556号)」

7) 生活環境施設

(1) 上水道

安佐南区、安佐北区及び広島市における上水道普及率は、表 3-2-13 に示すとおりである。これによると、広島市の普及率が約 97.5%であるのに対して、安佐南区が 98.3%、安佐北区が 87.9%となっている。

表 3-2-13 上水道普及状況（平成 21 年度）

区分	行政区域内		給水区域内 (A)		現在給水 (B)		普及率(B)/(A)	
	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
全市	519,502	1,167,963	516,187	1,160,286	504,390	1,131,774	97.7	97.5
安佐南区	93,166	227,284	93,166	227,284	91,630	223,522	98.4	98.3
安佐北区	62,855	154,880	62,693	154,521	54,949	135,820	87.6	87.9

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(2) 下水道

広島市における公共下水道普及率は、表 3-2-14 に示すとおりである。

これによると、広島市では行政区域人口に対して約 92.9%の普及率となっている。

表 3-2-14 公共下水道の普及率（平成 21 年度）

年次	人口 (人)		普及率 B/A (%)
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 19 年	1,160,707	1,073,480	92.5
平成 20 年	1,165,949	1,082,220	92.8
平成 21 年	1,170,276	1,087,470	92.9

注 1. 行政区域人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口である。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(3) 廃棄物

① ごみ

広島市におけるごみの処分状況は、表 3-2-15 に示すとおりである。

これによると、ごみ処分量は近年減少傾向にあり、平成 20 年度の総処分量は 406,281t である。焼却処分量は総量の約 74.2%を占める 301,516t であり、総処分量と同様に減少傾向にある。

表 3-2-15 ごみの処分

単位：t

年度	総量	焼却	埋立	再生	無害化	1 日平均処分量
平成 18 年度	436,204	316,508	51,721	67,578	397	1,195
平成 19 年度	426,213	313,386	48,707	63,721	399	1,165
平成 20 年度	406,281	301,516	44,771	59,575	419	1,113

注 1. 埋立量には焼却灰を含む

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

② し尿

広島市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。

これによると、広島市のし尿処分量は、公共下水道整備に伴い年々減少しており、平成 20 年度は 77,995kl となっている。

表 3-2-16 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kl

年度	収集量			処理量		
	総量	環境事業公社	業者	総量	陸上処理	農村還元
平成 18 年度	80,761 (37,673)	4,853 (4,853)	75,908 (32,820)	80,761 (37,673)	80,761 (37,673)	—
平成 19 年度	80,499 (36,188)	4,288 (4,288)	76,211 (31,900)	80,499 (36,188)	80,499 (36,188)	—
平成 20 年度	77,995 (33,572)	3,742 (3,742)	74,253 (29,830)	77,995 (33,572)	77,995 (33,572)	—

注 1. () 内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

注 2. 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

注 3. 安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

注 4. 山県郡西部衛生組合（一部事務組合）の管轄区域（佐伯区杉並台、湯来町）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。（平成 18 年度まで）

注 5. 業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

資料：「広島市統計書 平成 21 年版」（平成 22 年 4 月、広島市）

(4) 温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量は、表 3-2-17 に示すとおりである。

これによると、平成 19 年度の温室効果ガスの排出量は 625.8 万トン-CO₂ であり、基準年度（平成 2 年度）の排出量に比べ約 1.8 万トン-CO₂（0.3%）増加している。

表 3-2-17 温室効果ガスの排出量（平成 19 年度）

単位：万トン-CO₂

区分	基準年度 平成 2 年度	15 年度 (2003 年度)	16 年度 (2004 年度)	17 年度 (2005 年度)	18 年度 (2006 年度)	19 年度 (2007 年度)
産業部門	178.1	157.3	153.5	148.9	155.8	158.6
民生部門	239.9	265.6	270.6	276.8	270.6	271.4
運輸部門	199.1	184.6	179.6	179.0	176.0	172.9
廃棄物部門	7.0	11.6	11.9	12.6	12.5	11.6
代替フロン第 3 ガス (注 1)	0.9	4.8	6.1	7.7	9.1	11.3
合 計 (注 2)	624.0	624.1	621.6	625.0	624.0	625.8
対基準年度削減率	—	0.0%	0.4%	△0.2%	0.0%	△0.3%

注 1. 代替フロン等 3 ガスについては、平成 7 年度（1995 年）を基準年度としている。

注 2. 合計欄は、端数調整のため一致しない。

資料：「平成 21 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 22 年 3 月、広島市環境局）

8) 環境保全のための法令等

(1) 法令等に基づく地域等の指定及び規制

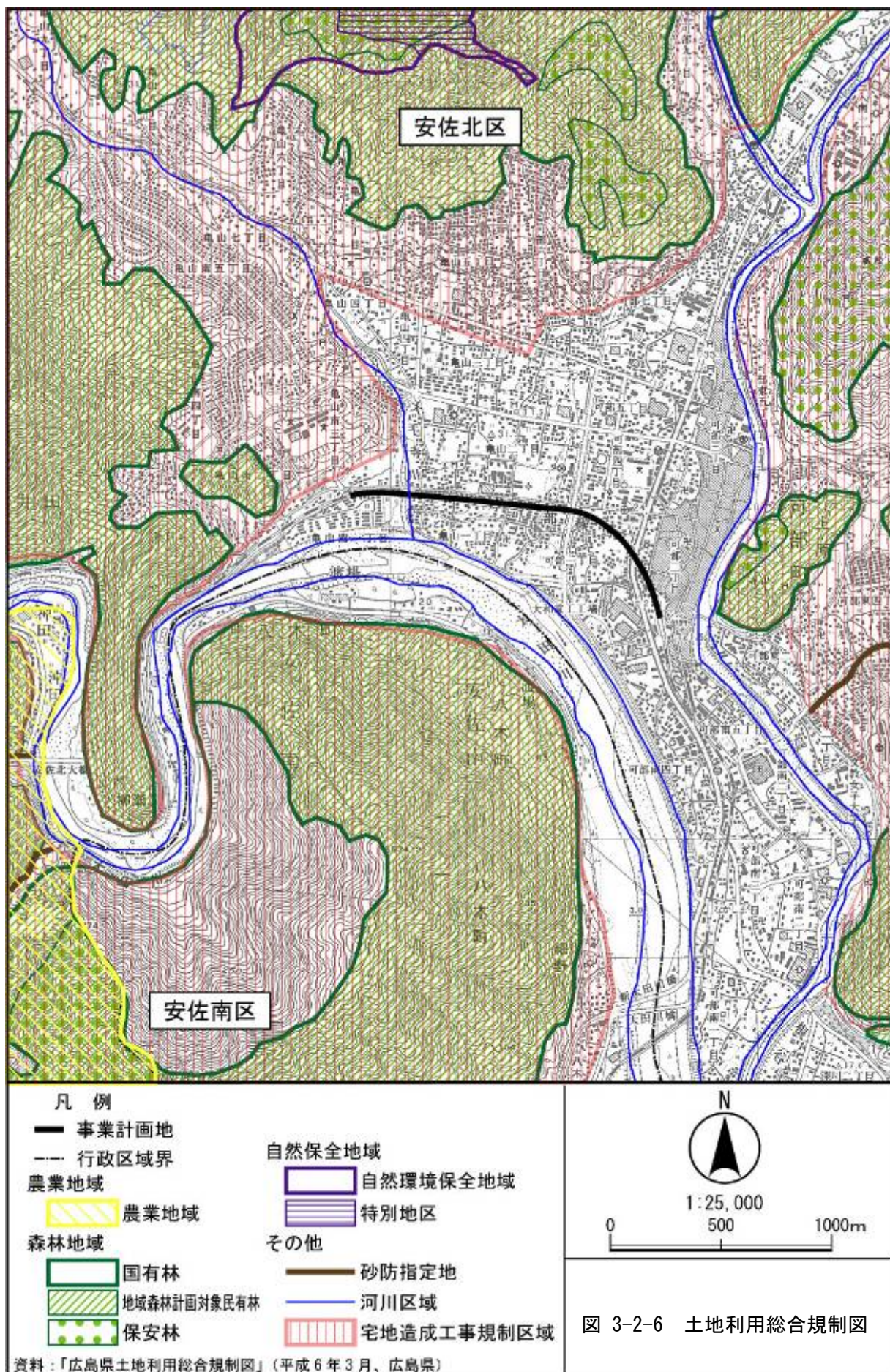
① 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表 3-2-18 及び図 3-2-6 に示すとおりである。また、鳥獣保護区等位置図は図 3-2-7 に示すとおりである。

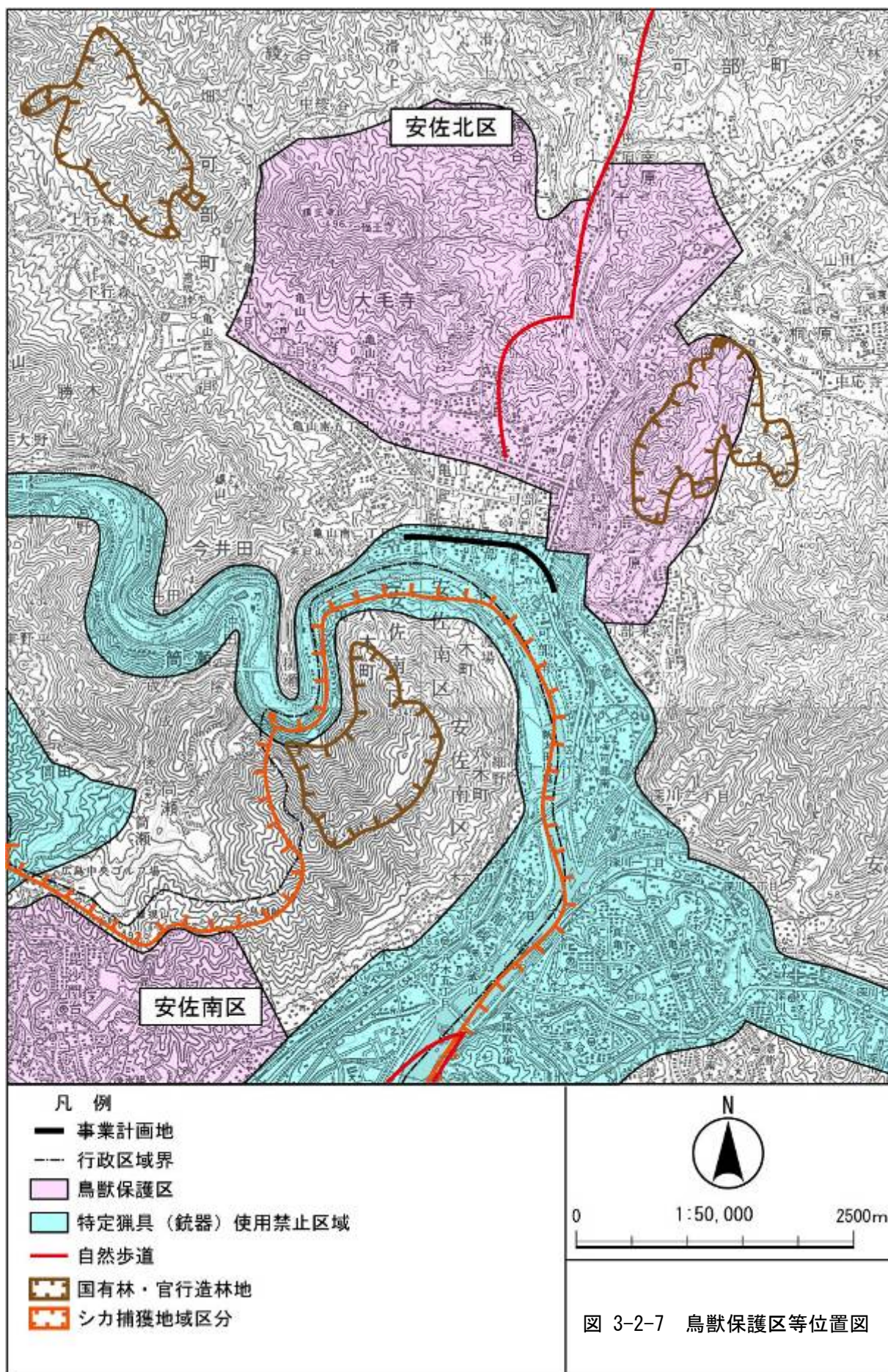
事業計画地は、そのほとんどが都市計画法に基づく都市計画区域の第1種住居地域に位置し、一部が近隣商業地域、準工業地域、工業地域に面している。その他、法令等に基づく地域・区域等の指定はない。

表 3-2-18 自然環境等に関する法令等に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	備考
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-7
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	図 3-2-6
		緑地環境保全地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3-2-1
		農業地域	×	図 3-2-6
		森林地域	×	
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	図 3-2-6
	都市計画法	都市計画区域	○	図 3-2-1
		用途地域	○	
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×	図 3-2-6
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	図 3-2-6
		保安林	×	図 3-2-6
		地域森林計画対象民有林	×	図 3-2-6
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	図 3-2-6
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	図 3-2-6
その他	宅地造成等規正法	宅地造成工事規制区域	×	図 3-2-6
	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-11
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	×	図 3-1-12
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市指定）	×	



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平22業複、第556号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平22業複、第556号）」

② 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

7 大気環境

(7) 大気汚染

a. 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	溶液誘電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間値が 20ppm 以下	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	キャニスター又は捕集管により摂取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(大気汚染：昭 48 環告 35、昭 53 環告 38、平 9 環告 4、平 11 環告 68、平 13 環告 30、ダイオキシン類：平 14 環告 46、微小粒子状物質：平 21 環告 33)

注 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 µm 以下のものをいう。

注 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液から要素を遊離するものに限り、二酸化炭素を除く。）をいう。

注 4. 二酸化炭素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 5. ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に加算した値とする。

(イ) 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3-2-20 に示すとおりである。なお、事業計画地周辺は第 1 種住居地域であり「B 類型」に指定されている。また、在来鉄道騒音に係る指針値は、表 3-2-21 に示すとおりである。

表 3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（平 10 環告 64、平成 11 年広島県告示第 149 号）

注 1. 広島県における地域の類型指定は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注 2. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路の面する地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1. 車線：1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分。

「幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

注 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

注 3. この環境基準は、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 3-2-21 在来鉄道騒音に係る指針値

新線	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）として、昼間（7～22 時）については 60dB(A) 以下、夜間（22 時～翌日 7 時）については 55dB(A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

（平成 7 年環大 174 号）

注 1. 「新線」とは、鉄道事業法第 8 条又は軌道法第 5 条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。
「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正 12 年内務鉄道省令）第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。

b. 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は表 3-2-22 に、自動車騒音の要請限度は表 3-2-23 に、特定建設作業の規制に関する基準は表 3-2-24 に示すとおりである。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等においては発生する騒音については第 1 種住居地域の「第二種区域」に、自動車騒音については「b 区域」に指定されている。

表 3-2-22 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	昼間（8～18 時）	朝（6～8 時） 夕（18～22 時）	夜間（22～6 時）
第一種区域	50 デジベル	40 デジベル	45 デジベル
第二種区域	55 デジベル	50 デジベル	45 デジベル
第三種区域	60 デジベル	60 デジベル	50 デジベル
第四種区域	70 デジベル	70 デジベル	60 デジベル

（昭和 61 年広島市告示第 96 号）

注 1. 騒音測定は、特定工場の敷地の境界線上で行う。

注 2. 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2-23 自動車騒音の要請限度

区分	広島市における区域の指定	車線等	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、	1 車線以上	65 デジベル	55 デジベル
	第 2 種低層住居専用地域、	2 車線以上	70 デジベル	65 デジベル
	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域	近隣区域	75 デジベル	70 デジベル
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域	1 車線	65 デジベル	55 デジベル
		2 車線以上	75 デジベル	70 デジベル
		近隣区域		
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	車線を有する道路 近隣区域	75 デジベル	70 デジベル

（平成 12 年総理府令第 15 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号）

注 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものである。

注 2. 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 3. 「近隣区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

注 4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表 3-2-24 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デジベル	午後 7（10）時から翌日午前 7（6）時までに行わないこと	10（14）時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号）

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は（）内に示すとおりである。

(ウ) 振 動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は表 3-2-25 に、道路交通振動の要請限度は表 3-2-26 に示すとおりである。

なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第一種区域」に指定されている。

また、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3-2-27 に示すとおりである。

表 3-2-25 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	60 デジベル	55 デジベル
第二種区域	65 デジベル	60 デジベル

（昭和 61 年広島市告示第 97 号）

注 1. 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表 3-2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	65 デジベル	60 デジベル
第二種区域	70 デジベル	65 デジベル

（昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号）

注 1. 区域の区分は、表 3-2-25 と同様である。

注 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注 3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日において、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり一回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

注 4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

表 3-2-27 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デジベル	午後 7（10）時から翌日午前 7（6）時までに行われないこと	10（14）時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

（昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号）

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は（ ）内に示すとおりである。

(I) 悪 臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表 3-2-28 に示すとおりであり、広島市全域が規制区域に指定されている。なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第 1 種区域」に指定されている。

表 3-2-28 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定めのない地域	臭気指数 15

（平成 15 年広島市告示第 314 号）

1 水環境

(7) 水質汚濁

a. 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 及び表 3-2-30 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 に示すとおりである。

表 3-2-29 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域及び地下水）

項 目	基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類（水質）	1pg-TEQ/L 以下	

（公共用水域：昭 46 環告 59、平 21 環告 78、地下水：環告 10、平 21 環告 79、ダイオキシン類：平 14 環告 46）

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3-2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以下	—

(昭 46 環告 59)

注 1. 基準値は日間平均値とする。

注 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以下とする。

注 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級・3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-30(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年平均）
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域の好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

(平 15 環告 123)

b. 規制基準等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出基準は、表 3-2-31 に示すとおりである。

水質汚濁防止法第三条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年広島県条例 69 号）では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排出基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表 3-2-32 に示すとおりである。なお、下水道への排除基準は表 3-2-33 に示すとおりである。

表 3-2-31(1) 排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

【有害物質】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 230mg/L（海域に排出）
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 15mg/L（海域に排出）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

注 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-31(2) 排水基準（水質汚濁防止法：排出基準を定める省令）

【その他の項目】

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6（海域以外の公共用水域に排出） 5.0～9.0（海域に排出）
生物化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
浮遊物質	200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌含有量	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L
リン含有量	16（日間平均 8）mg/L

（昭和 46 年総理府令第 35 号）

- 注 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものがある。
- 注 2. この表に掲げる排出基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。
- 注 3. 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 注 4. 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。（瀬戸内海及び流入河川は適用される）。

表 3-2-32 上乘せ排水基準

【一般基準】

項目	許容限度						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（水素指数）							5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	90(70)						
化学的酸素要求量(mg/L)		50(40)		85(65)		120(90)	130(100)
浮遊物質(mg/L)	90(70)		90(70)				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	8		8		20		20

（昭和 46 年広島県条例第 69 号）

- 注 1. （ ）内に示す「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注 2. この表に掲げる排出基準は、排出量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。
- 注 3. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- 注 4. 事業計画地周辺の河川は第 2 種水域にあたる。
- 注 5. 空欄部分については、現時点で基準は設けられていない。

表 3-2-33 下水道への排除基準

項目	基準	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L 以下	
シアン化合物	シアン 1 mg/L 以下	
有機化合物	1mg/L 以下	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 230mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅及びその化合物	銅 3mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/L 以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg/L 以下	
クロム及びその化合物	クロム 2mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 以下	
浮遊物質	600mg/L 以下	
ノルマンヘキサン抽出物含有量	鉱油類含有量	5mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 以下	
リン含有量	32mg/L 以下	
温度	45℃ 未満	
ヨウ素消費量	220mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	

（昭和 34 年政令第 147 号、昭和 47 年広島市条例第 96 号）

注 1. 各項目は、排出量 50 m³/日以上の特定期間内の特定事業場の排除基準である。

注 2. ほう素及びふっ素は、事業計画地周辺からの排水を処理する広島市西部水資源再生センターの排除基準である。

ウ 土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-34 に示すとおりである。

表 3-2-34 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類（土壌）	1,000pg-TEQ/g

（土壌汚染；平 3 環告 46、平 22 環告 37、ダイオキシン類；平 14 環告 46）

注 1. 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 4. ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 5. ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に挙げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

③ その他、環境に関する規制等

7 広島市環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成 13 年 10 月（平成 19 年 6 月一部改定）に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画であり、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられている。なお、計画期間は平成 22 年度までとされている。

イ 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

広島市は平成 9 年 10 月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。しかし、ごみ排出量は年々増加し続けていることから、ごみの排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負担を極めて小さくするという考え方へ大きく転換することが重要となった。このため、上記の計画が見直され、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点から 21 世紀における広島市の都市環境の向上を目指すため、平成 17 年 6 月に本計画が策定された。

ウ リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約 46%（平成 14 年度）を占めている。このうち紙ごみが 5 割以上占め、シュレッターダストや OA 用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるために「リサイクルガイドライン」が策定された。本冊子は、平成 14 年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策を示している。

エ 広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標を定めている。

オ 広島市緑の基本計画

広島市は、21 世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするため、平成 13 年 1 月に「広島市緑の基本計画」を策定している。

この計画は、土地緑地法に基づき、「広島市基本構想」等に則する緑に関する総合的な計画として位置付けられ、計画期間は平成 22 年度までとされている。

カ 広島市環境影響評価条例

広島市では、環境に影響を及ぼすおそれがある事業をより環境に配慮された事業に誘導することを目的として、総合的な環境保全施策の一環として環境影響評価条例を制定している。